

八戸市学校適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童・生徒のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、八戸市立小・中学校(以下「学校」という。)の全市的な配置について総合的に検討を行うことを目的に、八戸市学校適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、本市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情などを基に、学校の適正配置に関する具体的な方策について検討し、教育長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条の職務完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開等に関する取扱い第2第1号及び第2号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

委員名簿

平成21年5月25日現在

選出区分	氏名	所属・役職
学識経験者	さつか 目 しゅう 修 ぞう 三	八戸工業大学教授
	ふる 古 だて 館 りょう 良 さく 策	元南郷村教育長
	こん 今 かつ 勝 やす 康	元小学校長
	おお 大 しま 島 みつ 光 こ 子	三八地区高等学校長協会
保護者代表	いま 今 かわ 川 はじめ 一	八戸市連合父母と教師の会会長
	くろ 黒 さわ 澤 むね 宗 お 男	八戸市連合父母と教師の会監事
関係団体の代表	ふる 古 だて 館 よし 義 み 美	八戸市民生委員児童委員協議会会長
	きた 北 むき 向 こう 幸 きち 吉	八戸市青少年生活指導協議会連合会会長
	いわ 岩 むら 村 りゅう 隆 じ 二	八戸市子ども会育成連合会会長
公募	ひ 日 やま 山 しょう 祥 こ 子	一般公募

(敬称略)